

募 公営住宅の入居者を募集します

- ▶申込資格
 - ・月額所得15万8千円以下の方
 - ・同居家族がいて住宅に困窮されている方
 - ・申込者と同居親族が暴力団員でないこと

- 新広ヶ野住宅 46号
 - ・住所 五城目町高崎字広ヶ野148
 - ・構造 木造平屋建(3LDK) 築24年
 - ・家賃月額 16,900円~25,100円

- ▶必要書類
 - ①申込書
 - ②入居しようとする方全員の住民票謄本
 - ③所得がある方の最新の所得課税証明書全員分、納税証明書

- ▶保証人の書類
 - ①連帯保証人の承諾書
 - ②所得課税証明書
- ※入居予定日は令和4年1月7日(金)以降になります。家賃は所得によって異なります。敷金は家賃の3か月分です。
- ※募集は12月1日(火)から12月14日(水)まで。申込書は町ホームページと役場2階の建設課に準備しています。

募 環境と文化のむらイベント体験教室のご案内

- 新年もちつき体験
 - ・杵や臼で、自分でついたお餅の香りや味を楽しもう!

- ▶日時 令和4年1月16日(日)
- ▶会場 環境と文化のむら(野鳥の森)
- ▶時間 午前10時~正午

- 天然杉でマイはし作り!

- 職人さん直伝! 本格素材のはしを作ろう
- ▶日時 令和4年2月20日(日)
- ▶会場 環境と文化のむら(野鳥の森)
- ▶時間 午前10時~正午
- ▶参加費 300円

※どちらも、開催日の1か月前から参加申し込み受け付けを開始します。

☎ 県環境と文化のむら(☎852・2202)

冬期間の水道料金は4月の検針で精算します

冬期間は積雪などにより水道メーターの確認が困難となるため、検針は実施しません。このため、1月から3月は推定水量で料金請求します。

実際に使用した水量による料金の差額は、4月上旬の検針で確認して精算しますので、ご理解とご協力をお願いします。冬期間は水道凍結に十分ご注意ください。

☎ 町建設課(☎852・5133)

交通事故の損害賠償問題でお困りの方へ

自動車事故の被害にあわれ、示談をめぐる損害賠償の問題でお困りの方へ、弁護士が「中立・公正」な立場で、当事者間の紛争解決のお手伝いをします。

被害者ご本人に損害賠償問題の法律知識がなくても、交渉に不慣れでも安心です。弁護士費用は、一切かかりません(無料です)。まずは、電話で予約をお願いします。※ご相談になじまない場合もありますので、ご確認をお願いします。

☎ 公益財団法人 交通事故紛争処理センター 仙台支部(☎022・263・7231)

し尿のくみ取りはお早めに!

年末のし尿くみ取りは大変混み合います。くみ取りの申し込みは下記のとおりです。お早めにお電話ください。

▶申込締切日 12月15日(水)

▶申込先 五城目衛生舎

☎852・3867

☎852・3440

※今年は12月28日(火)までくみ取りを行います。来年は1月6日(水)からくみ取りを始めます。ご注意ください。

☎ 町住民生活課(☎852・5112)

募 スマートフォン操作体験会の受講者を募集します

「スマートフォンを購入して使い方を学びたい」、「スマートフォンを持っているがもっと活用したい」などと考えている方向けに、スマートフォンの操作体験会を行います。

体験会用のスマートフォンをこちらで用意して行いますので、スマートフォンをお持ちでない方もお気軽にご参加ください。

▶対象者 県内在住の65歳以上の方

▶日程・会場 (1日2回開催)

12月23日(水) 五城館

午前11時~午後1時

午後2時~午後4時

※新型コロナウイルス感染症の状況等により、日程の変更や中止となる場合があります。

※体験会の内容は毎回同じ内容です。

▶参加費 無料

▶定員 10人

※各回定員に達した時点で募集を終了します。

▶主催 秋田県

▶申込方法 下記問い合わせ先へ電話でお申し込みください。

☎ 特定非営利活動法人 あきたパートナーシップ(あきた中央市民活動サポートセンター)(☎829・5801)

戦没者等のご遺族の皆さま特別弔慰金請求手続きはお済みですか?

戦没者等のご遺族に、第11回特別弔慰金が支給されます。請求期限を過ぎると、この弔慰金を受ける権利がなくなります。手続きをしていない方はお早めにご請求ください。

▶支給対象

戦没者等の死亡当時のご遺族で令和2年4月1日(基準日)に、「恩給法による公務扶助料」や、「戦傷病者戦没者遺族等援護法による遺族年金」等を受ける方(戦没者等の妻や父母等) がない場合

に、次の順番による先順位のご遺族お1人に、特別弔慰金が支給されます。

①令和2年4月1日までに戦傷病者戦没者遺族等援護法による弔慰金の受給権を取得した方

②戦没者等の子

③戦没者等の ①父母、②孫、③祖父母、④兄弟姉妹

※戦没者等の死亡当時、生計関係があったこと等の要件を満たしているかどうかにより、順番が入れ替わります。

④上記①から③以外の戦没者等の三親等内の親族(甥、姪など)

※戦没者等の死亡時まで引き続き1年以上の生計関係があった方に限ります。

▶支給内容 額面25万円、5年償還の記名国債

▶請求期間 令和5年3月31日まで

※請求期間を過ぎると、第11回特別弔慰金を受け取ることができなくなりますので、ご注意ください。

▶請求窓口 町住民生活課

☎ 町住民生活課(☎852・5112)

戦傷病者相談員・戦没者遺族相談員のご紹介

厚生労働大臣から委嘱を受けた相談員が、戦傷病者・戦没者遺族の福祉の増進を図るため、援護の相談に応じ、必要な指導、助言を行います。お気軽にご相談ください。

▶相談内容

・戦傷病者、戦没者遺族の各種年金・給付金等に関する相談

・生活上の問題や利用可能な福祉制度に関する相談

▶戦傷病者相談員

・小野準一郎さん

(☎0185・24・4828、男鹿市船川港船川)

▶戦没者遺族相談員

・藤井正八さん

(☎875・3333、八郎潟町中嶋)

※任期はそれぞれ、令和5年9月30日までです。

☎ 町住民生活課(☎852・5112)

町功労者のご逝去

猿田日出男さん

平成14年町功労者の猿田日出男さん(92歳・岩野)が11月10日に永眠されました。

猿田さんは、昭和44年から21年間、町交通指導隊隊員を務められ、この間、隊長を9年間歴任するなど、交通事故の防止と交通秩序の保持に尽力され、町民の交通安全意識の高揚に努められました。

また、昭和57年から11年間、町農業委員会委員を務められたほか、県指導農業士として本町の農業の振興に多大な貢献をされました。

謹んで哀悼の意を表します。

ルールを守ってたのしい暮らし

「年末の交通安全運動」 12月11日(土)~20日(月)

12月は「飲酒運転追放月間」です

飲酒運転は、運転手はもちろん、車両提供者、同乗者、また飲酒検知を拒否した場合も刑事罰に問われます。また、自転車の飲酒運転の場合も重い罰則が科せられます。



町交通指導隊、町交通安全母の会の協力で、町交通安全協会による「4時からライト」運動を役場前で実施しました

令和3年飲酒運転等追放競争結果 19位(全県25市町村) 令和3年10月末現在

JAあきた農業 湖東のやさしい畑からのお知らせ直売所情報

新商品「手作りコロケ」好評発売中!!

地元のジャガイモと大福村のタマネギ、ひき肉、コーンが入った当店のコロケをぜひご賞味ください!!

JA農産物直売所 「湖東のやさしい畑」 ☎893-6230

有田みかん販売中 甘〜い!! 女性部大好評の肉類セットで寒さを吹き飛ばせ!! 白菜、キャベツ、大根、長ネギ、ほうれん草、小松菜、春菊など薬物野菜も充実!! 地産産物野菜も39円3引きセールも開催中!

司法書士 國柄進一事務所

●相続の手続き、遺言書 ●成年後見申立書作成 ●担当者の股配、抹消 ●不動産の売買、贈与 ●会社設立、役員変更、解散、清算

ご自宅までお伺いします。お気軽にご相談ください。

三浦町東字塚野169番地1 電話 0185-87-4343 FAX 0185-88-8838 Mail: shihoukunitsuka@iaa.itkeeper.ne.jp URL: https://shihoukunitsuka.com

職員募集

●栄養士(正社員) ●介護員(正社員) ●看護師(常勤かパート) ●調理員(正社員)(パート)

早・遅番できる方

詳細については、☎018-874-7311まで

ショートステイ おもてなし

ハリカの御歳暮用品 10%~30%引

タオル花桶(16,500円~) 食品類盛籠(11,000円~) ご希望の日時に弊社へお届け致します。

◎オール五城目生活応援商品券取扱店 ◎五城目商店会商品券取扱加盟店 ◎消防団応援の店(町消防団の方~5%~10%引)

液部陶器店 ☎852-2022